



9/1（火）は、防災の日です。この地域でも、いつ南海トラフ巨大地震が起こってもおかしくないといわれています。地震は待つてはくれないため、いつ来ても対処できるよう備えをしておくようにしましょう。非常用持ち出し袋の準備、水や食料の備蓄（最低3日・できれば1週間分）、深夜の地震の備えとして枕元に眼鏡や靴や携帯電話を置いておくとういそうです。



1. 最低賃金

●最低賃金、今年もアップ！

～今年も全県、年内に改定予定～

→10月からの**最低賃金(地域別)**について、各都道府県の答申が出そろいました。異議申出等なければ、10/1以降順次開始となります。昨年に続き、制度開始以来**最高額**となります。

【最低賃金】(抜粋)

都道府県	新最低賃金(旧)	いつから？
愛知	1. 195 (1, 140)	10/1
岐阜	1. 121 (1, 065)	10/1
三重	1. 143 (1, 087)	10/1
静岡	1. 154 (1, 097)	10/15
東京	1. 280 (1, 226)	10/1
神奈川	1. 279 (1, 225)	10/1
和歌山	1. 101 (1, 045)	10/3

※全都道府県の最低賃金（厚生労働省）↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001745621.pdf>

→時給に換算をして、クリアしているかチェックします。例えば**月給者**は「**月給÷月平均所定労働時間**」の計算をして、上記の金額**以上**であれば問題ありません。（※月給から、時間外等割増・精皆手当・家族手当・通勤手当等は除外します）

→パート、正社員等問わず、**すべての従業員**に適用されます。

→全国加重平均56円は制度開始以来**2番目に高い**引上額です。

2. 特例月変

●社会保険料、給与減額の翌月からダウン！

～療養・育児・介護で給与急減時～

→**療養・育児・介護**と**仕事を両立**するために**就労調整**（所定労働時間の短縮や時間外労働の抑制等）をして給与が下がり、標準報酬月額が**2等級以上下がった**際に、月額変更を待たず、その**1ヶ月分の総額を対象**として標準報酬月額を下げる事ができるという特例が創設されました。

【療養・育児・介護、就労調整時の特例改定】(R9.1～)

<対象者>

- ・就労調整により標準報酬月額が**2等級以上急減**（固定給の変動は**不要**）
- ・上記が**3ヶ月以上**続くことが見込まれる
- ・改定について、従業員が**書面で同意**している

<どうなる？>

- ・2等級下がった急減月の**翌月**から保険料改定。
（9月給与が該当した場合、10月分保険料から改定）

<注意点>

- ・給与減の初月に出勤0日で給与0円の場合は、この月は特例の**対象外**
- ・就労調整の終了等で給与が上がり2等級以上上がった場合は、標準報酬月額改定の**届出要**

→新型コロナウイルス感染症時の特例（**令和2年7月号参照**）と同じような形の特例となります。

今月のピックアップ

●時間外労働月45時間以内、一律指導の見直しへ！～R8.9から～

特別条項を締結している事業所等へ**月45時間以内**への削減を求めるという指導から、36協定の**健康・福祉確保措置**の実施状況を重点的に確認し指導する形へ見直しがされました。

●熊本地震、特例措置や支援制度～労働・雇用・健保・厚生～

医療機関等での一部負担金の**免除**・還付、雇用調整助成金の活用、失業給付の**特例給付**、社会保険料の納期限延長、労働保険料等の納期限延長・猶予等**支援策**が打ち出されています。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

